市役所の代表電話番号は

●納期内納税にご協力を！

今月は、国民健康保険税（第2期）、介護保険料（第2期）の納期です。

10月1日(月)までに納めてください。口座振替も10月1日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

●介護保険料の滞納者世帯を訪問しています

市では今月、介護保険料について、督促、催告に応じず、滞納している世帯を訪問し徴収をしています。

介護保険は40歳以上の方の保険料等で運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めてください。

■介護保険料を滞納していると…？

介護保険サービスを受ける時に、滞納期間により、サービス費用の利用者負担が3割（通常1割）になったり、全額（10割）を一時的に負担することになります。

いざという時のために保険料は期限までに納めてください。

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、支払い方法など、早めに相談してください。

問合せ収納課収納係・介護福祉課介護保険係

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を被保険者とする医療制度です。従来は老人保健制度として、区市町村単位で運営してきましたが、今後は都道府県単位で運営を行うため、保険料率や給付などは、原則として都内で均一のものとなります。

また、制度の運営は、都内62の全区市町村が加入し、平成19年3月、新たに設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。区市町村は広域連合と連携し、被保険者の皆さんの身近な自治体として、窓口業務や保険料徴収業務などを行います。

■均一の保険料率に対する軽減措置、減額

これまでの保険料率は、ご加入の保険ごとに異なっていました（例えば国保の場合、区市町村ごとに保険料率が異なります）が、後期高齢者医療制度の保険料率は都内で均一となります。

被保険者の皆さんの保険料は、この保険料率に基づき決定します。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。これに対し、制度上は次のような軽減措置があります。

【保険料の軽減措置】

制度上、個人単位で保険料額が減額される措置があります。

①世帯の総所得金額等が低い場合、その額に応じて、保険料の均等割額が7割、5割、2割のいずれかの率で減額されます。

②被用者保険（社保）にご加入の方のうち被扶養者の方が後期高齢者医療制度に移行した場合は、移行後2年間は、保険料の均等割額が5割減額され、所得割は課されません。

※軽減措置の具体的な内容等については、11月に予定の広域連合議会の議決を経て決定する、保険料率等を定める条例等に基づき、決まります。

■ご家族の方が75歳以上の場合

現在、75歳以上の方や65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方、また今後、75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。それにより、ご家族の中で保険が異なる場合があります。

後期高齢者医療制度へのご加入に当たり、現在の保険から脱退することになりますので、後期高齢者医療制度の保険料のみをお支払いいただくことになります。

広域連合では、後期高齢者医療制度の準備状況や制度の概要について、ホームページ「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。ご利用ください。

URL　http://www.tokyo-ikiiki.net

75歳から老人医療受給者証が交付されます

「老人医療受給者証」を病院等の窓口に提示されますと受診時の自己負担が医療費の「1割」または「3割」となります。負担の割合は、本人および世帯の収入で決まります。

ただし、健康保険証をお持ちでない方、すでに老人医療受給者証の交付を受けている方は除きます。

75歳になる方には、事前に老人医療受給者証をお送りします。

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方についても、申請により老人医療受給者証が交付されます。詳しくは、老人医療係までお問い合わせください。

問合せ保険年金課老人医療係

「高校・大学等入学資金融資制度」

市では、来年4月に高校・大学等に入学を希望するお子さんがいる方で、入学時納付金を一括で納入することが困難な保護者の方に、特定金融機関に対し、融資をあっ旋します。

申込書の受付　10月1日(月)～平成20年2月29日(金)※日曜・祝日・年末年始を除く。

融資限度額　80万円

返済期間　3か月の据え置き期間を含めて36か月※返済中の利子は市が負担します。

資格・要件　①市内に引き続き1年以上住所を有すること②平成18年の所得額が750万円以下であること③市税を滞納していないこと④金融機関の融資条件に合い、指定する保証会社の保証が受けられること（保証料の2分の1は申請者に負担していただきます）⑤この入学資金以外に同種の融資を受けていないこと

申込書の配布場所　教育委員会庶務課庶務係（中央体育館内）・市役所1階・中央図書館・わかぎり図書館・わかたけ図書館・武蔵野台図書館

問合せ　教育委員会庶務課庶務係☎552・7711

道徳授業地区公開講座のお知らせ

「道徳授業地区公開講座」は、子どもたちの心の教育や家庭・学校・地域における道徳教育の在り方・連携への理解を深めようとの趣旨から授業公開と意見交換を行うものです。多くの保護者・市民の皆さんの出席をお待ちしています。

日時　10月5日(金)午後1時40分～

場所　福生第七小学校

問合せ　福生第七小学校☎551・9303

市代表監査委員の沖倉強氏が表彰を受けました

8月30日東京都で開催されました第56回全国都市監査委員会総会におきまして、市代表監査委員の沖倉強氏が総務大臣表彰を受けました。

今回の受賞は、地方自治法施行60周年を記念し、多年にわたり監査事務に精励し、地方自治の発展に貢献された功労に対し、表彰されました。

国保・年金だより

■10月から国民健康保険の保険証が新しくなります

国民健康保険の被保険者証（以下保険証）は、今年の9月末で有効期限のため、10月から新しい保険証になります。新しい保険証は、9月末までに、配達記録郵便にて郵送します。

なお、今回の保険証は、平成20年4月からの制度改正にあわせて、各世帯によって有効期限が異なります。保険証郵送の際に、パンフレットを同封しますのでご確認ください。

問合せ保険年金係

■国民年金第三号被保険者の届出先は事業主へ

厚生年金保険や共済組合に加入している方（第二号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は「国民年金第三号被保険者」となります。婚姻などで、国民年金第三号被保険者となるときは、第二号被保険者が勤務する事業所（事業主）を経由し、国民年金第三号被保険者届を社会保険事務所に提出してください。

また、国民年金第三号被保険者の方の住所変更などの手続きも第二号被保険者の勤務先の事業所（事業主）を経由して行うことになります。

なお、住所変更などを届け忘れますと、今後、社会保険庁から送付されます年金加入記録や年金見込額などのお知らせが届かない場合もありますので留意してください。

■年金保険料の追納をご存知ですか

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来、受け取れる年金額が少なくなります。

これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して三年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

保険料を追納する場合には、納付書が必要となりますので、追納申込書で社会保険事務所へ申し込んでください。

■青梅社会保険事務所が新設されます

10月1日から青梅市に「青梅社会保険事務所」が新たに設置されます。管轄する市町村は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市および西多摩郡各町村です。

所在地　青梅市新町3-3-1宇源ビル3・4階（小作駅徒歩3分）

各部署への問合せ（10月から）　国民年金業務課☎0428・30・3414／国民年金保険料課☎0428・30・3415／年金給付課☎0428・30・3413／年金相談予約受付☎0428・31・2356

問合せ　立川社会保険事務所☎523・0351

振り込ませ詐欺にご注意を！ 国の機関を装って電話で還付金等の案内をする詐欺が市内で多発しています。疑わしいときは、まず市役所の担当部署に確認しましょう。

学校給食センター閉庁のお知らせ 学校給食センターでは、10月13日(土)は学校行事に伴い開庁し、給食を提供します。また、10月15日(月)は振替休日により閉庁します。